

アートプラザの指定管理に関する年度協定書（案）

大分市教育委員会と〇〇〇〇〇〇とは、令和 9 年〇月〇日付けで、アートプラザ（以下「本施設」という。）の管理に関して締結したアートプラザの指定管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第 31 条第 2 項の規定に基づき、本施設の指定管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第 1 条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（令和 9 年度の業務内容）

第 2 条 大分市教育委員会及び指定管理者は、令和〇年度の業務内容は、基本協定第 11 条及び第 12 条に定めるとおりであることを確認する。

（令和 9 年度の指定管理料）

第 3 条 大分市教育委員会は、本業務の実施の対価として、指定管理料、金〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を指定管理者に支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、大分市教育委員会は、基本協定第 33 条第 4 項に規定する利用料金相当額を指定管理者に支払うものとする。

3 大分市教育委員会は、第 1 項の指定管理料を、履行確認後、指定管理者の請求に基づき、月ごとに支払うこととし、その支払時期は請求を受けた日から 30 日以内とする。

4 大分市教育委員会は、第 2 項の利用料金相当額を、履行確認後、指定管理者の請求に基づき、月ごとに支払うこととし、その支払時期は請求を受けた日から 30 日以内とする。

(疑義等の決定)

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、大分市教育委員会と指定管理者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を3通作成し、大分市教育委員会、指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

大分市教育委員会

所在地 大分市荷揚町2番31号

名 称 大分市教育委員会

代表者 教育長



指定管理者

所在地

名 称

代表者

